



や

ま

く

ら


1月
通信

～やまぐち・くらし安心ネット通信～
発行：山口県消費生活センター

令和5年1月10日
-265号-

消費生活トラブル情報

本当のねらいは貴金属！？
強引な「訪問購入」でのトラブルにご用心



相談事例

ある日、

不用品を買い取ります！
要らない食器等はありませんか？

と電話があり、
訪問を受けることにした。



大掃除をして出てきた
不用品を買い取ってもらおう！



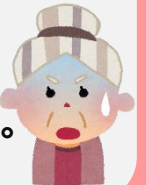
来訪した事業者には食器や靴を見せると、

貴金属はないですか？

宝飾品はないですか？

アクセサリなど何かあるでしょう？

としつこく言われ、売る予定の
なかった貴金属を事業者に見せた。



「この中でいらぬものはないか」と聞かれ、結局、
18金のネックレス2点と宝石付きの指輪4点を
83,000円で売却してしまった。

後から冷静になって考えると、貴金属は売るつもり
はなかったため売却したことを後悔している。
返金するので、返品してほしい。



貴金属を売るつもりは
なかったのに・・・

参考：国民生活センター「2023年版 くらしの豆知識」

アドバイス

は次のページ（裏面）に！

山口県消費生活センター TEL:083-924-0999 (相談) / 083-924-2421 (消費者教育)

〒753-8501 山口県山口市滝町1番1号 FAX:083-923-3407

山口県消費生活センター

検索

相談受付時間 [月～金] 8:30～17:00 ※土曜・日曜・祝日・年末年始はお休みです。

まなべる利用時間 [月～金] 9:00～16:30(入場受付16:00まで)

※団体利用を希望される場合は、事前に御連絡をお願いします。

消費生活トラブル情報

本当のねらいは貴金属！？

強引な「訪問購入」でのトラブルにご用心



対応アドバイス

✓ いきなり訪問してきた購入業者には対応しない

訪問購入をしようとする購入業者が突然訪問して勧誘することは禁止されています。

✓ 売る予定ではなかった物の売却を迫られても、きっぱりと断る

「衣服を買い取る」と言って訪問したが、突然「貴金属はないか」など当初の話とは別の物品の売却を求めることは禁止されています。

✓ 一人で対応せず、家族や周囲の人に同席してもらう

✓ 訪問購入では消費者にクーリング・オフが認められている！

➔ 売却後、8日間は物品を引き渡さない

消費者はクーリング・オフ期間中、物品の引渡しを拒むことができます。

参考：国民生活センター 発表情報「不用品を買い取ると言ったのに貴金属を買い取られた！！」

注意情報

お餅による窒息事故を防ぎましょう



- 小さく食べやすい大きさに
- 先に飲み物・汁物で のどを潤す
- ひとくちは 無理のない量で
- ゆっくり よくかんでから飲み込む
- 食事中的見守り



もしも詰まったら

**すぐに背中を強く叩く
(背部叩打法)**

※窒息への対応が分からない場合は、119番通報をすると通信指令員が行うべきことを指導してくれます

参考：消費者庁「無理せず対策 高齢者の不慮の事故」

消費者ホットライン「188」 御案内の流れ

郵便番号が分かる

1

→ を押す

○郵便番号(7桁)入力

郵便番号が分からない

2

→

○固定電話の場合は地域を選択。携帯の場合は最寄りの窓口へ

お住まいの市町の
消費生活センターや相談窓口

又は

山口県消費生活センターなど